

業務部速報

No. 81

発行 15. 5. 14

JR東労組業務部

2回目

申30号「住環境制度の改正」に関する説明申し入れ

第5項 住環境制度の改正によって想定している今後の社宅入居者数の変動について明らかにすること。

説明事項

- 社員数の減少に伴い、社宅の需要も減少していくと考えている
- 現在の入居者で利用者を把握している。希望する社宅に入居できているかは判断できていない
- 今後、老朽化している社宅や周辺の需要等も考慮して建て替え箇所を決定する

第7項 賃貸住宅援助金の給付期間制限を設ける理由および制限年数を15年とした根拠を明らかにすること。

説明事項

- 持家取得推進と公平性の観点から、社宅の入居制限と同一期間にした
- 年数は、他企業の平均制限年数は9.7年を参考に決定。30歳前後で結婚した場合、15年後(45歳)までに持家の準備をしてもらうこと想定している
- 他企業より「優しく」15年と設定

4(社宅):3(賃貸):1(持家)の
受益格差がある中で、
社宅と賃貸の期限が
同一なのは矛盾だ!!
持家取得推進にならない!!

第8項 賃貸住宅援助金の地域区分の変更理由、変更後の地域区分(特定地域の拡大箇所を含む)および援助金支給額を具体的に明らかにすること。

説明事項

- 社宅及び寮の使用料金区分、住宅ローン支援制度、住宅援助制度(賃貸)の地域区分を「公平性」と「わかりやすさ」の観点から、全てを網羅して新たに地域区分を設定
- H27.6.1に規定改正。H27.4.1に遡り、20万円の一時金新設と合わせて実施したい

制度改正のメリット

- ①地域区分が分かりやすくなる
- ②支援を受けられる対象者が増加する

制度改正のデメリット

- ◎社宅・寮の使用料金が一部上がる場合がある

第9項 賃貸住宅援助金の給付制限実施日を平成34年4月1日とする理由を明らかにすること。

説明事項

- 賃貸住宅については、持家取得推進及び公平性の観点から同一期間にした
- 社宅の場合は、子供が小学校1年の場合には卒業までの期間があり、7年間で今後の生活設計が検討可能 **年が離れた子供がいる場合どうするのか!?**
- エルダー社員には社宅に入居条件を提示しているが、7年間あれば既にエルダーになった社員にも対応可能。
- 社員のライフスタイルに合わせての検討は難しい **福利厚生制度は平等にあるべきではないのか!?**

エルダー制度は、
定年後の雇用だけではなく、
職務乗車証や社宅利用も議論したこと!!
住環境という視点のみで、
議論するべきではない!!

第10項 フラット35等の公的住宅融資を新たに住宅ローン支援制度の支援対象にする理由を明らかにすること。
また、既にフラット35等の公的住宅融資を受けている社員を支援対象にするのか明らかにすること。

説明事項

- 公的住宅融資を対象外にしていた理由は、支援金が課税対象になるためだったが、現在は全ての融資に対する支援が課税対象になっているため、対象を拡大する
- 住宅ローン支援制度の金利1%の基準は変更しない
- 持家取得推進の対策は、一時金20万円と制度の対象拡大のみ

持家取得推進の具体策が
見えない!!
支援金の増額や
金利基準を見直すべきだ!!

第11項 財形(住宅)貯蓄加入者への支援に、カフェテリア・プラン制度を用いる理由を明らかにすること。

第12項 カフェテリア・プランの今後におけるポイント使用について考え方を明らかにすること。

説明事項

- 財形(住宅)貯蓄加入者の希望に基づき、3,000円/年を支援(30P消費)
- 3,000円は給与明細に表示され課税対象になる
- 社宅(60P)、寮(30P)と同時に財形(住宅)貯蓄支援(30P)を消費する
- 制度の改正に伴う付与ポイントの見直しは考えていない

財形(住宅)貯蓄は非課税なのに、
支援金が課税対象になれば、
十分な持家取得推進対策
と言えるのか!?

住環境は生活設計にかかわる大きな問題! 説明事項をもとに全職場で議論しよう!!

次回交渉は、5月21日です!